

令和7年度 海陽町穴喰西北地区津波避難タワー実施設計業務 仕様書

第1条 総則

本業務の適用、目的、履行期間、対象地は以下のとおりとする。

1. 適用

本特記仕様書は「令和7年度 海陽町穴喰西北地区津波避難タワー実施設計業務」（以下「本業務」という）に適用する。

2. 業務の目的

本業務は、海陽町穴喰浦地区において津波避難タワーを整備するにあたり、工事に必要となる調査設計（測量、地質調査、造成設計、建築設計）を行うものである。

3. 履行期間

契約日の翌日から令和8年3月31日までとする。

4. 業務対象箇所

本業務における対象箇所は、別添のとおりとする。

5. 業務範囲

業務範囲は、避難タワーを整備するための測量、設計に必要な範囲として、以下のとおりとする。

1) 測量対象範囲

対象面積：約0.30 ha

対象地：設計対象区域及び周辺の道路・水路及び構造物・工作物・立木等

2) 設計対象範囲

対象面積：約0.16 ha

対象地：用地取得する宅地等

第2条 業務内容

主な業務内容は、測量業務、地質調査業務、設計業務（造成設計業務、建築設計業務）、とする。

各業務の業務内容は以下のとおりとする。

1. 測量業務

1) 基準点測量（4級基準点測量：4点）

基準点選定にあたっては、監督員と協議の上決定し、新点の設置にあたっては、上級の基準点と視通し設置する。なお、基準点は、工事の影響を極力受けない場所を想定し設置する。

2) 現地測量（対象面積：0.003 km²）

現地に既存の基準点を基に測量を実施し、現地の地形・地物等の位置・形状及び地高・水路敷高・管底高等を明確にした平面図を作成する。平地：耕地、縮尺1/250。測量の計測に際して伐採等が必要となる場合、協議により決定する。

3) 路線測量（L=0.05km）

（1）作業計画

作業方法、作業工程、作業要員、使用機材等について計画するとともに、対象となる土地所有者に立ち入りの許可を得る等、作業に先立ち準備する。

(2) 現地踏査(0.003 km²)

測量の目的や内容を把握した上で、現地において作業の要点を踏査する。平地：耕地、交通量0～1,000台未満/12時間。

(3) 中心線測量

中心杭の間隔は、原則として20m間隔とするが、地形の変化点等で必要に応じて中間点を設置する。平地：耕地、測点間隔10m、交通量0～1,000台未満/12時間、曲線数0。

(4) 仮BM設置測量

標高の基準となる仮BMを設置する。設置場所は監督職員との協議により決定する。工事に支障が無く、かつ、位置に変動が生じない強固な場所を選定する。平地：耕地、交通量0～1,000台未満/12時間。

(5) 縦断測量

中心線上の主要点、測点等の地盤高を測定し、縦断図を作成する。平地：耕地、交通量0～1,000台未満/12時間。

(6) 横断測量

中心線に対し直角方向の変化地盤高を測定し、横断図を作成する。平地：耕地、測点間隔10m：測量幅45m未満、交通量0～1,000台未満/12時間、曲線数0。

2. 地質調査業務

1) ボーリング調査（4本）

津波避難タワーの杭の設計に必要な支持地盤の深度を確認するため、調査ボーリングを行う。ボーリング調査箇所は、津波避難タワー建築範囲の4隅を基本とし、位置および掘削深さ（掘り止め深度）等については、監督員と協議の上、決定する。

回転式ボーリング機械を使用し、孔径φ66mmにより以下の調査を行う。

- ・粘性土・シルト（ノンコア） 4m
- ・砂・砂質土（ノンコア） 88m
- ・礫混じり土砂（ノンコア） 4m
- ・礫混じり土砂（オールコア） 22m
- ・軟岩（オールコア） 12m

2) 標準貫入試験

標準貫入試験は、JTS A 1219に準拠して実施する。試験は、人力による試掘深度、不攪乱試料採取深度、孔内水平載荷試験深度を除き、軟岩の出現が推定される手前の深さから深さ1mごとに実施する。

- ・標準貫入試験（礫混じり土砂） 22回
- ・標準貫入試験（軟岩） 14回

3) 解析等調査業務

(1) 資料整理とりまとめ

各種計測結果の評価及び考察、試料の観察、ボーリング柱状図の作成を行う。

(2) 断面図等の作成

地層及び土性の判定、土質及び地質断面図の作成を行う。

3. 造成設計業務（防災広場）

津波避難タワーを整備する敷地内に防災広場を設置するための広場の造成設計を行う。津波避難タワーへ安全な避難ができるように整備するとともに、平時には防災学習や防災訓練の出来るような施設とする

ことで、避難タワーと防災広場が相乗効果を発揮し、事前復興準備の活動にも寄与するものとする。

造成設計は、設計条件の確認と設計資料収集及び詳細現地踏査により、設計内容に関して環境への影響を検討し、基本計画に基づき広場の諸施設の構造、材料、規格、デザイン、施工方法等を決定して、工事に必要な詳細図面を作成するとともに、数量計算書及び工事費内訳書を作成する。

(1) 与条件の確認及び調査

与条件や上位計画の把握と整理を行うものとする。各種設計条件を整理、確認し、各種設計基準の抽出と適用を確認する。また、設計対象地とその周囲について現地調査し、敷地境界、既存物の状況等について確認する。

(2) 実施設計の検討

基本計画業務の検討内容との整合性を確認するとともに、安全性、機能性、施工性、市場性等に関する検討と設定を行う。

また、維持管理性に関する検討と設定、既存施設の保全・撤去・再利用に関する検討と設定、目標工事費との調整等を行う。

(3) 実施設計図の作成

実測平面図に基づいた実施設計平面図を作成し、割付、舗装、施設等の平面図、各種施設の構造図等を作成する。

(4) 数量計算

数量算出要領に基づき、工種ごとに数量計算を行い、数量計算書を作成する。

(5) 工事費内訳書の作成

積算基準による標準歩掛単価、メーカー見積り徴収による単価等に基づき、工種別に工事費の算出を行い、工事費内訳書を作成する。

(6) 実施設計説明書の作成

上記検討資料をとりまとめた報告書を作成する。

4. 建築設計業務（津波避難タワーの実施設計）

1) 計画施設の概要

- (1) 施設の名称 : 宍喰西北地区津波避難タワー
- (2) 施設の場所 : 海陽町宍喰浦松原 128-4、148-1、148-10、150-1、152
- (3) 施設用途 : 津波避難タワー
 - ① 構造: 鉄筋コンクリート造
 - ② 階数: 2階建て (別途、屋上)
 - ③ 建築面積: 4 4 0 m²程度
 - ④ 必要諸室
 - ・ 避難スペース 1 5 0 人 (必要面積 1. 0 m²/人)
 - ・ 簡易トイレスペース (男性用 2 箇所、女性用 2 箇所)
 - ・ 多目的スペース (男性用 1 箇所、女性用 1 箇所)
 - ・ 備蓄倉庫 (適宜)
 - ・ 階段、スロープ (適宜)
 - ・ ヘリコプターホバリングスペース ※屋上階
 - ・ 太陽光設置スペース ※屋上階
 - ⑤ 階高: 避難階/ 1 2. 0 m以上、屋上/ 1 6. 4 m程度
(新想定 of 津波浸水深・基準水位より再検討を行うこと。)
- (4) 耐震安全性の分類: 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による。

- ・構造体 Ⅱ類
- ・建築非構造部材 A類
- ・建築設備 乙類

2) 業務内容

津波避難タワー整備の基本計画にもとづき、津波避難タワーの新築工事に必要となる設計図書の作成を行う。業務範囲は以下のとおりとする。

(1) 総合実施設計

- ・津波避難タワーの新築工事に必要となる設計図書（設計図、仕様書）を作成し、数量計算書、工事内訳書を作成する。
- ・工事概略工程表の作成を行う。
- ・建築確認申請に関する手続きを行う。

(2) 構造実施設計

- ・建築物及び工作物の建築確認申請に係る構造計算を行う。
- ・津波避難タワーの津波荷重安定検討を行い、保有水平耐力計算による構造計算適合性判定を行う。
- ・『津波避難ビル等の構造上の要件の解説』に沿った構造計画を行う。

(3) 設備実施設計

- ・津波避難タワーの電気設備および機械設備の設計図面、数量計算書、工事内訳書を作成する。

(4) 追加業務

- ・津波荷重安定検討
- ・透視図作成

(5) 特別経費

- ・確認申請手数料
- ・構造計算適合性判定手数料

(6) 住民説明会補助

- ・住民説明会の補助作業として、説明会資料の作成、資料の説明等を行う。

3) 設計内容

設計内容については、下記項目のうち「○」印がついたものを適用する。

(1) 一般業務の範囲

実施設計

- 建築（総合）実施設計
- 建築（構造）実施設計
- 電気設備実施設計
- 機械設備実施設計

(2) 追加業務の内容及び範囲

- 建築積算（積算数量算出書(積算数量調書含む)の作成、単価作成資料の作成、見積の収集、見積検討資料の作成）
- 電気設備積算(積算数量算出書(積算数量調書含む)の作成、単価作成資料の作成、見積の収集、見積検討資料の作成)
- 機械設備積算(積算数量算出書(積算数量調書含む)の作成、単価作成資料の作成、見積の収集、見積検討資料の作成)
- 透視図作成(種類(カラー彩色)、判の大きさ(A3)、枚数(1)、額の有無(無))
- ・ 模型製作(サイズ()、説明用)

- ・ 模型の写真撮影(カット枚数()、判の大きさ()、白黒・カラー別()、電子データ())
- ◎ 計画通知又は確認申請に関する手続業務(手数料納付を含む)
- ◎ 構造計算適合判定(手数料の納付を含む)
 - ・ 関係法令等に基づく各種申請手続業務(標識看板の作成、設置報告書等の届出)
 - ・ 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務
- ◎ リサイクル計画書の作成
- ◎ 概略工事工程表
 - ・ 営繕事業広報ポスターの作成
 - ・ 災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成(建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等)
 - ・ 省エネルギー関係計算書の標準入力法による作成
 - ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。)第 13 条第 2 項に規定する手続業務(手数料の納付は含まない)
 - ・ 建築物省エネ法第 20 条第 2 項に規定する手続業務
 - ・ 建築物総合環境性能評価システム(C A S B E E)による評価書の作成
 - ・ 官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務(詳細な L C C O₂ を求める場合)
 - ・ 住民説明等に必要な資料の作成(法令等に基づくものを除く。)
- ◎ 日影図の作成
 - ・ 環境保全性に関する検討・評価資料の作成
 - ・ L C E M ツールによる空調システムの評価

4) 提出する設計図書

(1) 設計図書の作成

- ・ 設計図書の書式、構成及び編集方法等は、監督職員の指示によること。
- ・ 設計図書には、全て氏名及び建築士登録番号を記入すること。

(2) 成果物の内容

成果物の内容については、下記項目のうち「◎」印がついたものを適用する。

実施設計 (新営) a. 建築・設備実施設計の成果物の体裁・提出部数

成 果 物	正 (原図)	副 (コピー)	製本形態
a 建築 (総合)	1 部 A 2	2 部 A 3	正ケース入り
◎ 建築 (総合) 設計図			副二つ折り製本版
建築物概要書			A 3 版
仕様書			DVD-R 等 2 部
仕上表			
面積表及び求積図			
敷地案内図			
配置図			
平面図 (各階)			
断面図			
立面図 (各階)			

矩計図			
展開図			
天井伏図（各階）			
平面詳細図			
部分詳細図（断面含む）			
建具表			
外構図			
総合仮設計画図			
○ 工事費概算書	1部 A4	1部 A4	A4ファイル綴じ
○ 確認申請図書	1部	1部	ファイル綴じ
・ 中高層建築物の届出書	1部	1部	ファイル綴じ
・ (			
b 建築（構造）	1部 A2	2部 A3	正ケース入り
○ 建築（構造）設計図			副二つ折り製本版
仕様書			A3版
構造基準図			DVD-R等 2部
伏図（各階）			
軸組図			
部材断面表			
各部断面図			
標準詳細図			
各部詳細図			
○ 構造計算書	1部 A4	1部 A4	A4ファイル綴じ
○ 工事費概算書	1部 A4	1部 A4	A4ファイル綴じ
○ 構造計算適合判定図書	1部 A4	1部 A4	A4ファイル綴じ
・ (			
c 電気設備	1部 A2	2部 A3	正ケース入り
・ 電気設備設計図			副二つ折り製本版
○ 仕様書			A3版
○ 敷地案内図			DVD-R等 2部
○ 配置図			
○ 電灯設備図			
・ 動力設備図			
・ 電気自動車用充電設備図			
・ 電熱設備図			
・ 雷保護設備図			
・ 受変電設備図			
・ 電力貯蔵設備図			
○ 発電設備図			
・ 構内情報通信網設備図			
・ 構内交換設備図			
・ 情報表示設備図			
・ 映像・音響設備図			
・ 拡声設備図			

・ 誘導支援設備図			
・ テレビ共同受信設備図			
・ テレビ電波障害防除設備図			
・ 監視カメラ設備図			
・ 駐車場管制設備図			
・ 防犯・入退室管理設備図			
・ 火災報知設備図			
・ 中央監視制御設備図			
・ 構内配電路線図			
・ 構内通信線路図			
○ 防災行政無線設備図			
○ 電気設備設計計算書	1 部 A 4	1 部 A 4	A 4 ファイル綴じ
○ 工事費概算書	1 部 A 4	1 部 A 4	A 4 ファイル綴じ
○ 確認申請図書	1 部	1 部	ファイル綴じ
・ 中高層建築物の届出書	1 部	1 部	ファイル綴じ
・ ()			
d 機械設備	1 部 A 2	2 部 A 3	正ケース入り
○ 機械設備設計図			副二つ折り製本版
○ 仕様書			A 3 版
○ 敷地案内図			DVD-R 等 2 部
○ 配置図			
・ 空気調和設備図			
・ 換気設備図			
・ 排煙設備図			
・ 自動制御設備図			
・ 衛生器具設備図			
○ 給水設備図			
○ 排水設備図			
・ 給湯設備図			
・ 消化設備図			
・ 厨房設備図			
・ ガス設備図			
・ 浄化槽設備図			
・ 排水再利用設備図			
・ 雨水利用設備図			
・ ごみ処理設備図			
・ エレベーター設備図			
・ 小荷物専用昇降機設備図			
・ エスカレーター設備図			
・ 機械式駐車設備図			
○ 機械設備設計計算書	1 部 A 4	1 部 A 4	A 4 ファイル綴じ
○ 工事費概算書	1 部 A 4	1 部 A 4	A 4 ファイル綴じ
○ 確認申請図書	1 部	1 部	ファイル綴じ
・ 中高層建築物の届出書	1 部	1 部	ファイル綴じ

・ ()			
e 建築積算			
◎ 建築工事積算数量算出書	1部 A4	1部 A4	A4ファイル綴じ
◎ 建築工事積算数量算出書のうち建築 工事積算数量調書	1部 A4	1部 A4	A4ファイル綴じ DVD-R等 2部
◎ 見積書等関係資料	1部 A4	1部 A4	A4ファイル綴じ
・ 営繕工事積算チェックマニュアル (建築工事) 必要?	1部 A4	1部 A4	A4ファイル綴じ
◎ 単価資料	1部 A4	1部 A4	A4ファイル綴じ
f 電気設備積算			
◎ 電気設備工事積算数量算出書	1部 A4	1部 A4	A4ファイル綴じ
◎ 電気設備工事積算数量算出書のうち 電気設備工事積算数量調書	1部 A4	1部 A4	A4ファイル綴じ DVD-R等 2部
◎ 見積書等関係資料	1部 A4	1部 A4	A4ファイル綴じ
・ 営繕工事積算チェックマニュアル (電気設備工事編) 必要?	1部 A4	1部 A4	A4ファイル綴じ
◎ 単価資料	1部 A4	1部 A4	A4ファイル綴じ
g 機械設備積算			
◎ 機械設備工事積算数量算出書	1部 A4	1部 A4	A4ファイル綴じ
◎ 機械設備工事積算数量算出書のうち 機械設備工事積算数量調書	1部 A4	1部 A4	A4ファイル綴じ DVD-R等 2部
◎ 見積書等関係資料	1部 A4	1部 A4	A4ファイル綴じ
・ 営繕工事積算チェックマニュアル (機械設備工事編) 必要?	1部 A4	1部 A4	A4ファイル綴じ
◎ 単価資料	1部 A4	1部 A4	A4ファイル綴じ
h その他			
◎ 透視図	1部 A3	1部 A3	
・ 模型	1部 A2		協議用
・ 模型の写真	1部	1部	
・ 防災計画書	1部 A4	1部 A4	A4ファイル綴じ
・ 建築物エネルギー消費性能確保計画	1部 A4	1部 A4	A4ファイル綴じ
・ 建築物のエネルギー消費性能の確保 のための構造及び設備に関する計画	1部 A4	1部 A4	A4ファイル綴じ
・ 省エネルギー関係計算書	1部 A4	1部 A4	A4ファイル綴じ
◎ リサイクル計画書	1部 A4	1部 A4	A4ファイル綴じ
◎ 概略工事工程表	1部 A4	1部 A4	A4ファイル綴じ
・ 営繕事業広報ポスター	1部	1部	
・ 施設使用条件書	1部 A4	1部 A4	A4ファイル綴じ
・ 建築物総合環境性能評価システム (CASBEE) による評価書	1部 A4	1部 A4	A4ファイル綴じ
・ LCEMツールによる空調システム の評価報告書	1部 A4	1部 A4	A4ファイル綴じ
i 資料			
◎ 各種技術資料	1部 A4	1部 A4	A4ファイル綴じ

・ 構造比較検討資料	1 部 A 4	1 部 A 4	A 4 ファイル綴じ
◎ 構造計算データ	1 部 A 4	1 部 A 4	A 4 ファイル綴じ
◎ 各打合せ記録簿	1 部 A 4	1 部 A 4	A 4 ファイル綴じ
・ ()			

- (注) : 建築(構造)の成果物は、建築(総合)実施設計の成果物の中に含めることができる。
: 設計図は、適宜、追加してもよい。
: 成果物は、監督職員の指示により、製本とする。
: 電子媒体(DVD-R等)の提出部数は(2)部とし、図面(JWW、SFC、PDF形式)、設計書(数量、積算書)のオリジナルファイルを提出する。
: 新築及び増築に係る工事費概算書の作成は、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。

(2) 適用基準及び参考とすべき資料

本業務に国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。

a 共通	(年 版 等)
◎ 官庁施設の基本的性能基準	(令和6年改定)
◎ 官庁施設の企画書及び企画書対応確認書の標準的書式	(令和3年改定)
◎ 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン	(平成27年改定)
◎ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	(平成25年制定)
◎ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説	(令和3年版)
・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準	(平成8年制定)
・ 木造計画・設計基準	(令和7年改定)
・ 木造計画・設計基準の資料	(令和7年改定)
◎ 官庁施設の環境保全性基準	(令和7年改定)
・ 官庁施設の防犯に関する基準	(平成21年版)
・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	(平成18年制定)
◎ 建築設計業務等電子納品要領	(令和3年改定)
◎ 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】	(令和4年改定)
◎ 公共建築工事積算基準	(平成28年12月改定)
◎ 公共建築工事共通費積算基準	(令和7年改定)
◎ 公共建築工事標準単価積算基準	(令和7年改定)
◎ 公共建築工事積算基準等資料	(令和7年改定)
・ 営繕工事積算チェックマニュアル	(令和6年改定)
・ 建築物解体工事共通仕様書	(令和4年版)
・ 官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関するガイドライン	(令和4年改定)
・ BIM適用事業における成果品作成の手引き(案)	(令和4年改定)
◎ 港湾の津波避難施設の設計ガイドライン(国土交通省)	(平成25年10月)
◎ 津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件 (国土交通省告示1318号、平成23年12月27日)	(平成23年12月27日)
◎ 津波避難ビル等の構造上の要件の解説 (国総研資料第673号)	(平成24年3月)
b 建築	(年 版 等)
◎ 建築工事設計図書作成基準	(令和2年改定)

○ 建築工事設計図書作成基準の資料	(令和2年改定)
○ 敷地調査共通仕様書	(令和4年改定)
○ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	(令和7年版)
・ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)	(令和7年版)
・ 公共建築木造工事標準仕様書	(令和7年版)
○ 建築設計基準	(令和7年改定)
○ 建築設計基準の資料	(令和7年改定)
○ 建築構造設計基準	(令和3年改定)
○ 建築構造設計基準の資料	(令和3年改定)
・ 建築工事標準詳細図	(令和4年改定)
○ 構内舗装・排水設計基準	(平成27年制定)
○ 構内舗装・排水設計基準の資料	(平成27年版)
c 建築積算	(年版等)
○ 公共建築数量積算基準	(令和5年改定)
○ 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)	(令和5年改定)
○ 公共建築工事見積標準書式(建築工事編)	(令和7年改定)
d 設 備	(年版等)
○ 建築設備計画基準	(令和6年版)
○ 建築設備設計基準	(令和6年版)
○ 建築設備工事設計図書作成基準	(令和6年改定)
○ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	(令和7年版)
○ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)	(令和7年版)
・ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)	(令和7年版)
○ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)	(令和7年版)
・ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)	(令和7年版)
○ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)	(令和7年版)
・ 雨水利用・排水再利用設備計画基準	(平成28年版)
○ 建築設備耐震設計・施工指針((一財)日本建築センター)	(2014年版)
○ 建築設備設計計算書作成の手引((一社)公共建築協会)	(令和6年改定)
・ 空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン	(平成22年版)
e 設備積算	(年版等)
○ 公共建築設備数量積算基準	(令和7年改定)
○ 公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)	(令和5年改定)
○ 公共建築工事見積標準書式(設備工事編)	(令和7年改定)

5. 打合せ等

打合せは、業務着手時、中間時5回、成果納入時の計7回とし、必要に応じて随時実施するものとする。また、業務着手時および成果納入時の打合せには管理技術者が立ち会うものとし、中間打合せの実施時期については監督員と協議の上決定する。

6. 照査

仕様書に基づく検討項目・内容等について適宜実施する。基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正、設計方法や設計手法の妥当性、成果物の内容の適性等について照査し、照査報告書にとりまとめる。

7. 成果報告書作成

上記の業務内容の成果について整理し、成果報告書として取りまとめる。

第4条 成果品

本業務の完了後に提出すべき成果品は、次のとおりとする。

- ・成果報告書 紙媒体（A4製本） 2部
- ・報告書及び設計図書等に係る電子媒体（DVD-R等） 2部
- ・その他、監督員が必要と認めた資料 1式

第5条 遵守事項

1. 守秘義務

本業務の遂行上知りえた事項を第三者に漏洩し、または自己の利益のために供してはならない。

2. 成果品の帰属等

本業務で履行した内容は、すべて本町に帰属するものとする。受託者は、成果品または収集した資料等を本町の承諾なく、公表、貸与、使用してはならない。

3. その他

本仕様書は本業務の概要を示すものであり、本仕様書に記載がない事項については、本町と受託者が協議の上、これを決定する。

なお、設計業務に関する作業で、標準作業や追加作業に含まない作業は以下のとおりとし、必要となる場合には、協議により別途に検討する。

- ・地籍・地物、生物・環境等に関する調査
- ・特殊な工作物、受電・受水・汚水処理施設、専門的構造検討を必要とする土木構造物等の設計

以上

■業務対象箇所位置図

